

## 2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成28年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,198事業所
- ② 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から255事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。  
調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。  
なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

- ① 調査実人員 初任給関係605人（行政職に相当する調査実人員542人）、初任給関係以外の調査職種11,601人（行政職に相当する調査実人員10,388人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、92,876人であり、行政職に相当するものは、68,427人である。）
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所				
産 業 計		218	106	73	39
農 業 ， 林 業 ， 漁 業		0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 業 採 取 業 ， 建 設 業		7	2	4	1
製 造 業		131	69	40	22
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業		38	21	10	7
卸 売 業 ， 小 売 業		9	6	1	2
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		4	0	4	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業		29	8	14	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が36所あった。
- 2 調査対象事業所255所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた254所に占める調査完了事業所218所の割合（調査完了率）は、85.8%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、 「宿泊業、飲食サービス業」、 「生活関連サービス業、娯楽業」、 「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模 計	500人以上			100人以上 500人未満			50人以上 100人未満		
			500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・ 技術者計	大 学 卒	201,058 円	204,053 円	198,388 円	190,867 円						
	短 大 卒	177,946	181,223	175,172	X						
	高 校 卒	161,814	163,169	159,744	161,200						
新 卒 事 務 員	大 学 卒	199,796	204,757	198,021	181,325						
	短 大 卒	177,018	183,590	173,002	-						
	高 校 卒	159,304	160,747	155,110	164,333						
新 卒 技 術 者	大 学 卒	202,441	203,415	198,874	209,950						
	短 大 卒	178,743	179,762	178,041	X						
	高 校 卒	163,361	164,604	162,421	158,067						

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大学卒には修士課程，博士課程の修了者は含まない。

3 「X」は調査事業所が1事業所の場合である。

第15表 行政職給料表適用者の初任給と民間初任給の比較

試 験 区 分	地 域 手 当 支 給 区 分	初 任 給 月 額	民 間 初 任 給 と の 差	(参 考) 民 間 初 任 給
大 学 卒 業 程 度	6 級 地 (県内地域等)	189,105 円	△ 11,953 円 (△ 6.3%)	201,058 円
短 大 卒 業 程 度		168,210	△ 9,736 (△ 5.8%)	177,946
高 校 卒 業 程 度		154,140	△ 7,674 (△ 5.0%)	161,814

(注) 民間初任給は、大学卒業程度については大学卒の新卒事務員・技術者を，短大卒業程度については短大卒の新卒事務員・技術者を，高校卒業程度については高校卒の新卒事務員・技術者を，それぞれ対応させている。

## 第16表 企業規模別、職種別給与額等

### その1 給与比較の対象職種

#### 1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	11 <sup>人</sup>	54.0 <sup>歳</sup>	727,449 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>	727,449 <sup>円</sup>
	工 場 長	36	53.8	777,516	779	776,737
	事 務 部 長	205	53.8	621,368	990	620,378
	技 術 部 長	354	53.5	676,661	844	675,817
	事 務 部 次 長	86	51.2	625,111	7,449	617,662
	技 術 部 次 長	117	52.2	650,814	5,614	645,200
	事 務 課 長	618	49.4	540,238	4,901	535,337
	技 術 課 長	851	49.0	561,937	6,406	555,531
	事 務 課 長 代 理	236	48.5	471,185	35,632	435,553
	技 術 課 長 代 理	283	47.6	484,741	45,094	439,647
	事 務 係 長	774	44.1	473,720	87,200	386,520
	技 術 係 長	1,021	44.0	483,151	109,152	373,999
	事 務 主 任	466	42.5	390,063	58,955	331,108
	技 術 主 任	683	42.2	438,383	92,492	345,891
	事 務 係 員	2,189	36.6	305,529	43,473	262,056
技 術 係 員	2,458	35.0	329,220	57,693	271,527	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。  
 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。  
 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。  
 (以下本表2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>本表 2 企業規模500人以上， 本表 3 企業規模100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照</p>
<p>2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	
<p>係の長及び係長級専門職</p>	
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち，課長代理以上 に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において，職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	10 <sup>人</sup>	55.4 <sup>歳</sup>	742,840 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>	742,840 <sup>円</sup>
	工 場 長	31	54.3	789,805	902	788,903
	事 務 部 長	136	54.2	670,172	1,612	668,560
	技 術 部 長	287	53.8	714,889	749	714,140
	事 務 部 次 長	62	50.8	641,862	10,798	631,064
	技 術 部 次 長	93	51.8	658,944	6,981	651,963
	事 務 課 長	412	49.6	577,873	3,917	573,956
	技 術 課 長	663	49.2	582,556	6,463	576,093
	事 務 課 長 代 理	154	48.9	490,776	33,748	457,028
	技 術 課 長 代 理	209	47.4	497,771	52,694	445,077
	事 務 係 長	579	44.3	492,654	97,143	395,511
	技 術 係 長	819	44.0	490,885	112,721	378,164
	事 務 主 任	292	43.6	419,163	68,501	350,662
	技 術 主 任	450	42.4	454,361	92,455	361,906
	事 務 係 員	1,229	36.8	323,900	52,665	271,235
	技 術 係 員	1,672	35.2	338,735	60,285	278,450

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 9 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級, 4 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級, 4 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	1	X	X	X	X
	工 場 長	5	50.8	699,944	0	699,944
	事 務 部 長	58	52.9	557,846	69	557,777
	技 術 部 長	54	52.4	543,687	1,486	542,201
	事 務 部 次 長	21	52.5	605,323	0	605,323
	技 術 部 次 長	22	53.5	637,947	0	637,947
	事 務 課 長	175	49.0	471,957	7,396	464,561
	技 術 課 長	155	48.2	465,947	7,406	458,541
	事 務 課 長 代 理	73	48.7	451,539	38,490	413,049
	技 術 課 長 代 理	65	48.5	444,478	18,294	426,184
	事 務 係 長	152	43.4	419,573	57,265	362,308
	技 術 係 長	165	44.3	425,028	83,173	341,855
	事 務 主 任	122	40.9	369,529	51,352	318,177
	技 術 主 任	197	42.3	408,399	98,242	310,157
	事 務 係 員	778	35.9	283,073	30,829	252,244
	技 術 係 員	658	34.8	312,171	54,856	257,315

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下同じ。)

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 4 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-
	工 場 長	-	-	-	-	-
	事 務 部 長	11	54.4	494,966	0	494,966
	技 術 部 長	13	53.0	450,725	0	450,725
	事 務 部 次 長	3	49.2	462,284	0	462,284
	技 術 部 次 長	2	58.5	416,723	0	416,723
	事 務 課 長	31	50.1	423,493	3,549	419,944
	技 術 課 長	33	47.7	418,056	127	417,929
	事 務 課 長 代 理	9	40.7	401,896	32,045	369,851
	技 術 課 長 代 理	9	46.7	390,595	13,292	377,303
	事 務 係 長	43	42.6	358,795	32,985	325,810
	技 術 係 長	37	46.0	356,751	47,074	309,677
	事 務 主 任	52	41.5	309,274	35,144	274,130
	技 術 主 任	36	39.6	346,742	58,198	288,544
	事 務 係 員	182	38.8	269,216	32,150	237,066
	技 術 係 員	128	34.2	260,742	26,648	234,094

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 6 級, 7 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 4 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	3 <sup>人</sup>	59.2 <sup>歳</sup>	830,660 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>	830,660 <sup>円</sup>
	研究部(課)長	104	53.4	695,669	1,114	694,555
	研究室(係)長	42	45.6	560,757	86,565	474,192
	主任 研究員	202	48.1	594,031	19,441	574,590
	研 究 員	180	36.2	428,497	51,656	376,841
	研 究 補 助 員	41	35.6	293,133	34,476	258,657
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	-
	副 院 長	4	50.5	1,752,208	39,000	1,713,208
	医 科 長	-	-	-	-	-
	医 師	13	61.0	1,291,356	68,308	1,223,048
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-
	薬 局 長	4	55.0	502,341	0	502,341
	薬 剤 師	22	43.6	416,488	20,113	396,375
	診療放射線技師	20	48.5	472,823	21,499	451,324
	臨床検査技師	18	50.4	465,968	21,359	444,609
	栄 養 士	28	35.7	258,572	10,985	247,587
	理学療法士	15	34.6	332,138	18,751	313,387
	作業療法士	17	32.7	293,784	3,601	290,183
	総看護師長	2	50.5	524,500	23,000	501,500
	看護師長	55	51.3	443,026	8,042	434,984
	看護 師	133	44.9	390,797	16,730	374,067
准看護 師	60	50.6	319,621	25,399	294,222	
教育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	10	61.7	777,817	0	777,817
	大 学 教 授	61	55.6	691,830	0	691,830
	大 学 准 教 授	46	48.0	594,534	0	594,534
	大 学 講 師	28	45.1	542,872	0	542,872
	大 学 助 教	25	40.5	488,046	3,158	484,888
	高等学校校長	1	X	X	X	X
	高等学校教頭	4	51.8	660,300	0	660,300
	高等学校教諭	43	41.3	463,798	787	463,011



その3 再雇用者

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事	支店長・工場長	1	X	X	X	X
	60歳男性	-	-	-	-	-
務	事務・技術部長	33	62.1	488,335	392	487,943
	60歳男性	9	-	561,350	1,438	559,912
・	事務・技術部次長	6	61.0	412,055	0	412,055
	60歳男性	3	-	385,733	0	385,733
技	事務・技術課長	22	62.0	386,430	0	386,430
	60歳男性	6	-	446,250	0	446,250
術	事務・技術課長代理	17	61.9	332,323	2,035	330,288
	60歳男性	4	-	374,050	0	374,050
関	事務・技術係長	10	63.2	273,654	38,057	235,597
	60歳男性	2	-	230,437	15,177	215,260
係	事務・技術主任	13	62.7	266,107	5,578	260,529
	60歳男性	-	-	-	-	-
職	事務・技術係員	407	62.4	248,884	17,546	231,338
	60歳男性	93	-	262,863	17,028	245,835

備

考

その1の1企業規模計の備考欄参照

第17表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	項 目 企業規模	定期昇給制度あり				定期昇給制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規 模 計	% 95.3	% 43.3	% 79.3	% 40.4	% 4.7
	500人以上	92.1	30.5	82.9	39.1	7.9
	100人以上 500人未満	98.6	52.5	72.8	45.9	1.4
	50人以上 100人未満	94.9	50.0	88.9	27.8	5.1
課長級	規 模 計	88.0	39.6	80.7	39.2	12.0
	500人以上	78.2	26.4	86.0	36.3	21.8
	100人以上 500人未満	94.9	46.3	73.6	45.6	5.1
	50人以上 100人未満	94.9	50.0	88.9	27.8	5.1

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

## 第18表 民間における家族手当の支給状況

### その1 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による制限の状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない			
88.8%	(95.1%)	[82.4%]	[17.6%]	(4.9%)	11.2%

- (注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
 2 [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
8.1%	11.4%	80.5%

- (注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その3 家族手当の手当額の定め方

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定, その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
54.5% (83.0%)	17.6% (-)	26.0% (17.0%)	1.9% (-)

- (注) 1 ( ) は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。  
 2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

### その4 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,946円
配偶者と子1人	20,217円
配偶者と子2人	25,982円

- (注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。  
 備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	64.1%
支給しない	35.9%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額 の最高支給額の並数階層	30,000円以上 31,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
規 模 計	58.3%	41.7%	52.4%	47.6%	51.3%	48.7%
500人以上	55.0	45.0	45.8	54.2	43.8	56.2
100人以上500人未満	66.0	34.0	59.9	40.1	59.3	40.7
50人以上100人未満	44.0	56.0	46.4	53.6	45.8	54.2

第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割 増 賃 金 率	適 用 従 業 員		(参考) 適 用 事 業 所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
31%以上	14.1%	14.1%	7.9%	7.9%
30%	34.2	48.3	25.9	33.8
29%	0.6	48.9	1.1	34.9
28%	—	48.9	—	34.9
27%	0.3	49.2	0.5	35.4
26%	0.5	49.7	1.2	36.6
25%	50.3	100.0	63.4	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。